

# 6 都市施設

## (1) 道路、交通施設

都市内の道路は、都市交通施設のうち、最も基本的な施設であり、単に交通施設としての機能にとどまらず、貴重な公共空間の確保や都市機能の誘導など、多様な機能を通じて都市の発展に大きな役割を果たしています。

本県の都市計画道路の改良済延長は、756.88kmで、改良率は49.7%（令和5年3月31日現在）です。

### ■ 都市計画道路の種類

自動車専用道路	都市高速道路、都市間高速道路、一般自動車道路等専ら自動車の用に供する道路で、幹線道路と連携して広域的な交通を処理します。
幹線街路	都市の主要な骨格をなす道路で、以下の幹線街路があります。
主要幹線街路	主として都市圏域の骨格を形成し、各都市相互を連絡する道路で、都市圏内の交通や通過交通等の比較的長いトリップの交通を大量に処理します。
都市幹線街路	主要幹線街路とあわせて都市の道路網を構成し、都市全体の骨格を形成するとともに、近隣住区の外郭となり、自動車走行の円滑性・快適性並びにアクセス機能を重視しつつ、通過交通の進入を防止することにより、良好な都市環境の形成が図られるよう配置します。
補助幹線街路	都市幹線街路で囲まれた地区内における主要な道路で、都市幹線街路と区画街路とを連絡し、近隣住区内の交通を集散させるとともに、学校、スーパー、近隣公園等の様々なコミュニティ施設への円滑なアクセスが確保されるよう配置します。
区画街路	適切な規模、形状の街区を形成し、地区内の交通を円滑に集散する道路で、宅地の利便性に供し通過交通の進入を誘導しないよう配置します。
特殊街路	専ら歩行者、自転車又は自転車及び歩行者のそれぞれの交通の用に供する道路で、他の道路の歩道又は自転車道とネットワークを形成するなど、快適な通行が確保されるよう配置します。このほか、路面電車、都市モノレール等の交通の用に供する施設も含まれます。

都市施設

### 道路改築



魅力ある都市環境を形成し、ゆとりのある都市空間の創出を図るべく、幹線道路や生活道路等を体系的に整備します。

### 立体交差



都市における交通混雑や、事故の原因となっている平面交差（踏切）を解消するべく、鉄道との立体交差を行います。

### 県内における主な事業箇所

飯田市 東新町座光寺線（県 事業中）  
上田市 北天神町古吉町線（県 事業中）

松本市 出川双葉線（県 事業中）  
長野市 高田若槻線（県 R3 年度完了）

## 連続立体交差

鉄道と道路を連続的に立体交差させることにより、踏切に起因する交通渋滞や事故の解消、鉄道によって分断されていた市街地の一体化等を図ります。

県内における主な事業箇所

岡谷市 JR 中央東線（県 H9 年度完了）



## 橋梁整備

街路として決定されている大規模な橋梁の新設や、老朽化又は狭小幅員の橋梁の架替、拡幅を行います。

県内における主な事業箇所

飯田市 羽場大瀬木線  
（県 H25 年度完了）



## 交通結節点整備

鉄道駅等の交通結節点において、鉄道とバス・自動車など異なる交通機関を相互に効率的に連絡し、移動の連続性を強化します。  
安全かつ円滑な連携を確保するための駅前広場や快適で利便性の向上を図るための自由通路などを整備します。

県内における主な事業箇所

松本市 松本駅地区（市 H22 年度完了）  
塩尻市 広丘駅地区（市 H21 年度完了）  
長野市 善光寺表参道地区  
（市 H26 年度完了）





## 自転車駐車場

駅周辺における自転車やミニバイクの放置は、歩行者や自動車の通行の支障となっているだけでなく、都市景観上好ましくありません。このような地区において、自転車・ミニバイクの駐車場の整備を行います。

県内における主な事業箇所

松本市 松本駅北第2自転車駐車場  
(市 H13年度完了)



## 駐車場案内システム

既存の駐車場も、満車・空車の状態の情報提供がなされていないため、駐車場が有効に利用されていないだけでなく、駐車場探しのうろつき交通が発生します。そこで、駐車場の有効利用を促進し、都心の道路交通混雑を改善するため、駐車場案内システムの整備を行います。

県内における主な事業箇所

松本市



## 身近なまちづくり 支援街路事業

歴史的建造物の保存や、中心市街地における交通施設の未整備等、各都市が抱えている諸問題に対処するため、一体的な整備を行います。

県内における主な事業箇所

千曲市 稲荷山地区  
(市 H18年度完了)



## (2) 公園緑地等

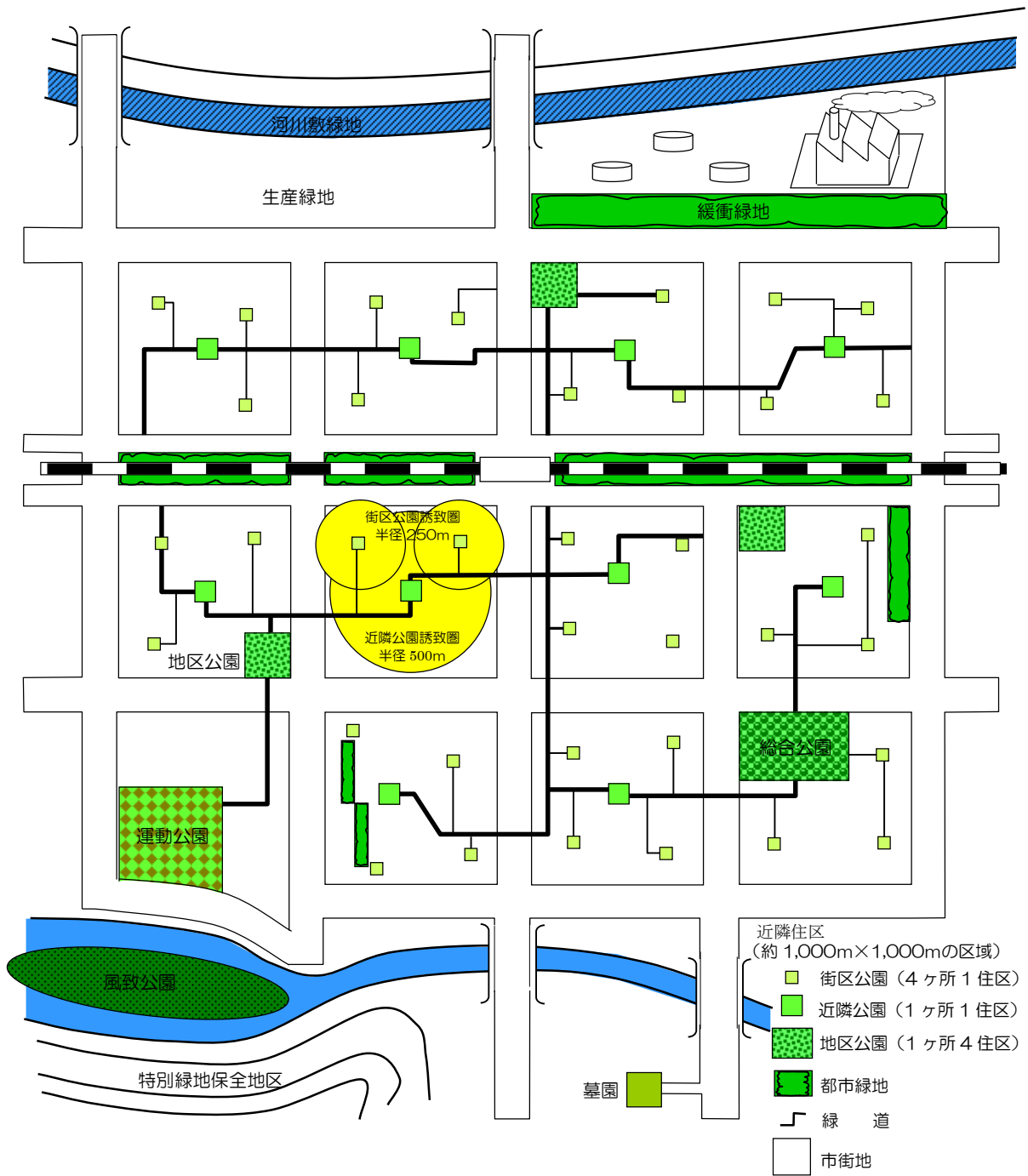
近年、人口や産業の都市地域への集中により市街地が拡大し、急速に樹林地や池沼といった緑やオープンスペースが減少しています。そのため、良好な景観・風致をもった地域環境を形づくり、スポーツ・レクリエーションを通じての人と人、人と自然とのふれあいの場を提供し、さらには地震・火災時の防災空間となるなど、複合的な機能を有し、都市の根幹的施設である公園・緑地の整備・保全是、緊急かつ重要なものとなっています。

### ■ 都市公園等の種類

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離 500m の範囲内で1箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1km の範囲内で1箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。
	特定地区公園	都市計画区域外の一定の町村における農山漁村の生活環境の改善を目的とする特定地区公園（カントリーパーク）は面積 4ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。
国営公園		一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、墓園等の特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。 但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

注）近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね 1km 四方（面積 100ha）の居住単位

■ 都市公園の配置



都市施設



## ■ 県都市公園

県都市公園は、近隣公園が1箇所、地区公園が1箇所、総合公園が1箇所、運動公園が2箇所、広域公園が3箇所の計8箇所が供用されています。



烏川溪谷緑地  
水辺エリア



南信州広域公園  
～うるぎ星の森オートキャンプ場～

## ■ 国営公園

国営公園とは、広域的レクリエーション需要に対応し、また我が国固有の文化的資産の保存及び活用等を図るため、国が整備・管理する都市公園で、国立公園などの自然公園とは異なります。

国営アルプスあづみの公園は、全国で14番目、関東甲信越地方では4番目の国営公園として平成16年7月に「堀金・穂高地区」が一部開園し、平成21年7月には「大町・松川地区」の一部が開園、平成28年6月に全面開園しました。



堀金・穂高地区  
園内風景 池から常念岳を望む



大町・松川地区  
大草原の家デッキより餓鬼岳を望む



堀金・穂高地区  
ガイドセンターにて公園パートナーによるガイド



■街区公園 あがた御膳水公園（東御市）



■運動公園 飯田運動公園（飯田市）



■近隣公園 惣社公園（松本市）



■広域公園 松本平広域公園（松本市・塩尻市）



■地区公園 篠ノ井中央公園（長野市）



■都市緑地 夜間瀬川緑地公園（山ノ内町）



■総合公園 岡谷湖畔公園（岡谷市）



■特殊公園 離山公園（軽井沢町）

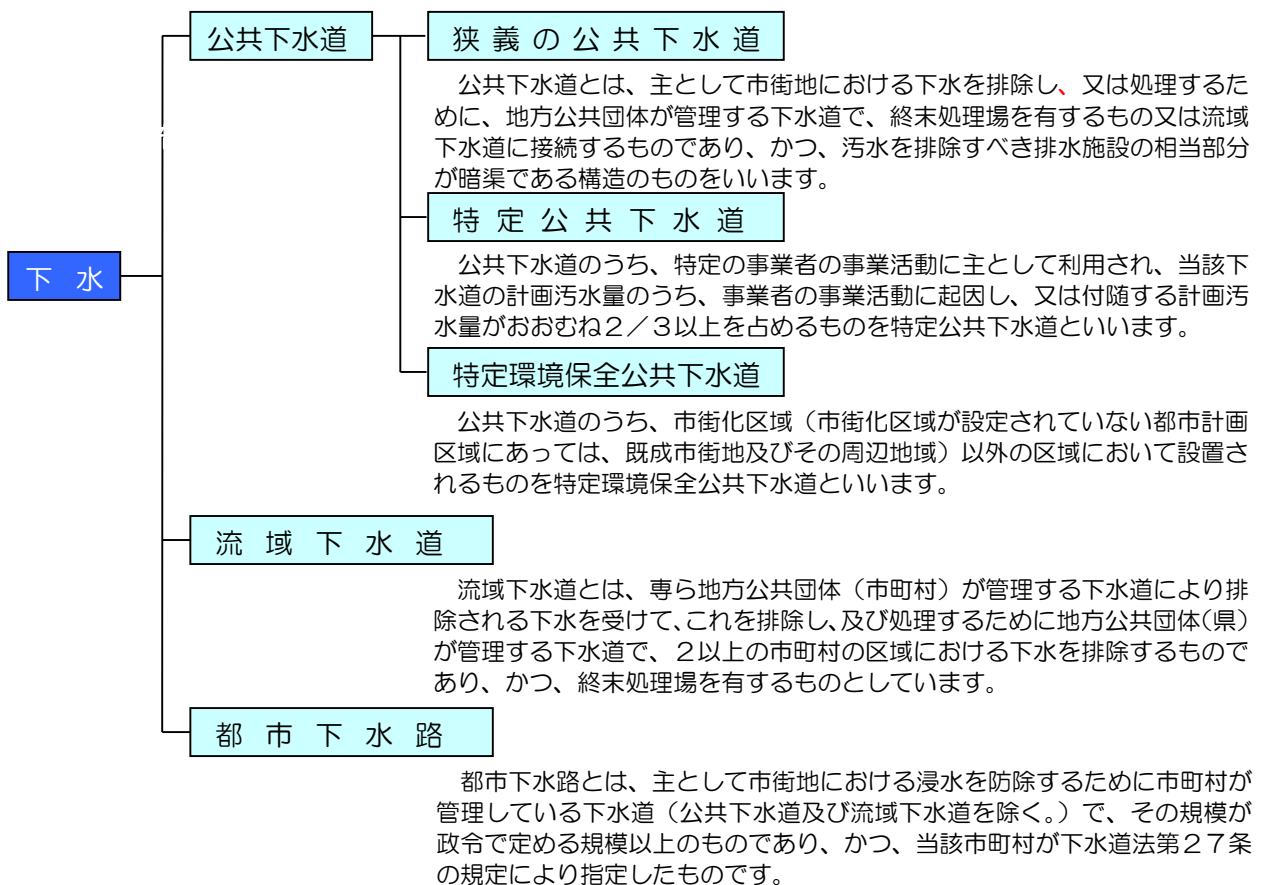


### (3) 下水道

下水道は、私たちの日常生活に欠くことのできない施設で、生活環境の改善、公衆衛生の向上、水質の保全、浸水の防除や貯留、資源の有効利用という役割があります。

下水道の整備によって快適な生活環境を実現することは、都市はもちろんのこと、その周辺や観光地においても希望されています。下水道整備による利便の享受を可能にすることは、国民が健康で快適な生活を営んでいくためのいわゆるナショナル・ミニマムと認識されています。

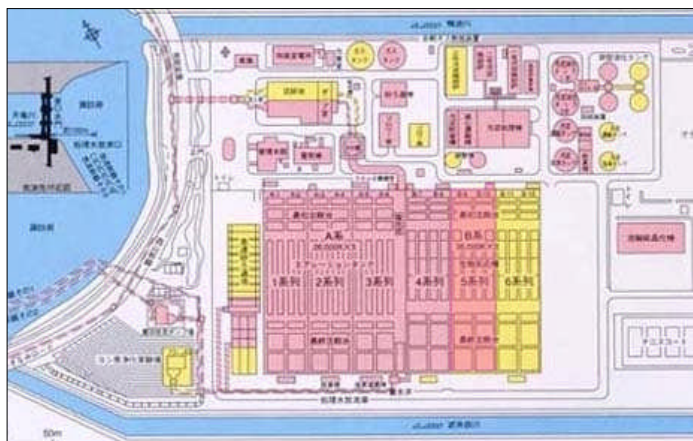
#### 下水道の種類



都市施設

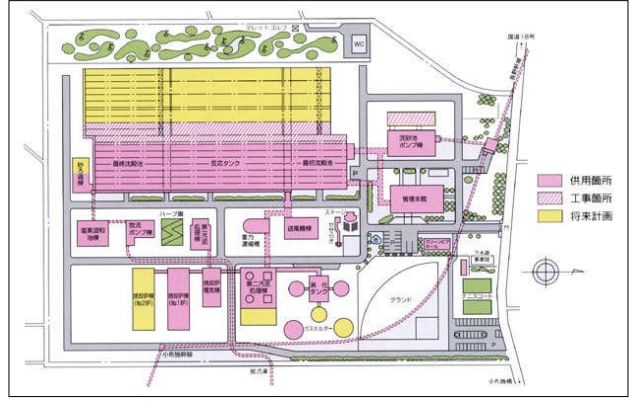
#### 参考例

- 諏訪湖流域下水道  
豊田終末処理場

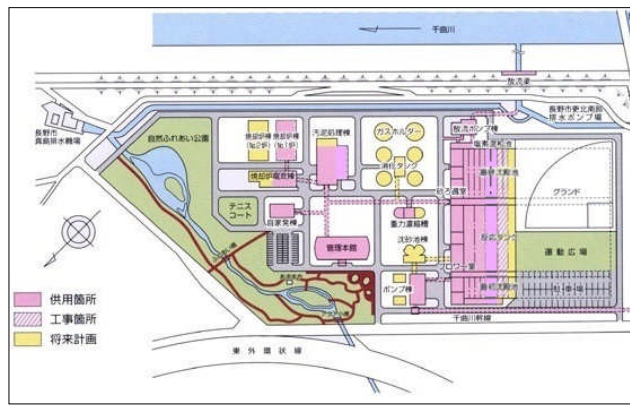




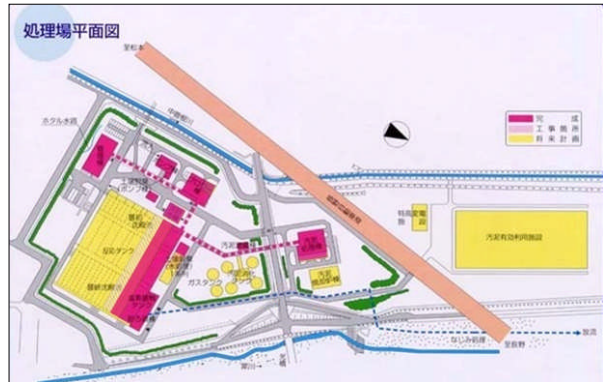
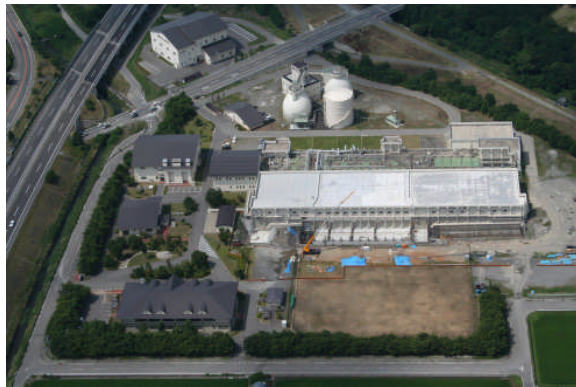
○千曲川流域下水道  
下流処理区終末処理場



上流処理区終末処理場



○犀川安曇野流域下水道  
安曇野終末処理場



#### (4) その他の都市施設

汚物処理場、ごみ焼却場、火葬場などは都市に居住する人々が快適な生活を営むために欠くことのできない都市施設です。また、周囲に与える影響も大きいため、原則として都市計画でその位置を決定します。

##### ■汚物処理場



岳北衛生センター(飯山市)

##### ■ごみ焼却場



諏訪湖周クリーンセンター(岡谷市)

##### ■一団地官公庁施設



長野団地(長野市)



■火葬場



松本市営葬祭センター(松本市)

■市場



松本市公設地方卸売市場(松本市)

■駐車場



伊那市駅前第2-A(伊那市)